

災害対策本部及び協力会員の役割

一般社団法人三重県産業廃棄物協会

(1) 災害対策本部

- ① 応援協定に基づき三重県から協力要請があった場合、本協会事務局に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、本部長に会長を、副本部長に副会長を、本部員に専務理事、事務局長、事務員を、それぞれ充てる。
その場合、被害の規模、期間に応じて理事及び災害廃棄物処理専門部会等の応援を求めることができる。
- ② 本部は、協力会員に応援協力要請を行い、応援可能な内容の報告を求める。
- ③ 本部は提出された応援協力可能な内容を整理し、被災市町に連絡するとともに、三重県にも連絡する。
- ④ 本部は、被災市町及び三重県と連絡調整するとともに、必要に応じて協力会員との連絡調整を行う。
- ⑤ 応援が終了した場合は、本部は三重県に応援結果の報告を行う。

(2) 協力会員

- ① 協力会員は、本部からの応援協力要請に対して、応援協力可能な人材、車両、重機等を本部に報告する。
- ② 協力会員は、被災市町からの協力要請を受けて、応援作業を行う。
- ③ 応援費用等については、協力会員が被災市町と協議をする。
- ④ 必要に応じて、協力会員は本部と連絡調整を行う。
- ⑤ 応援が終了した場合は、協力会員はすみやかに応援内容等結果を本部へ報告する。

「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定」に基づく連絡等体制

一般社団法人 三重県産業廃棄物協会

1 災害時廃棄物発生時の対応（フロー）

